

平成26年6月26日

市民会館2階会議室

第1回 美祢市本庁舎整備検討委員会 次第

- 1 開会あいさつ
- 2 条例の説明
 - ・ 美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例（平成29年3月条例第5号）
 - ・ 同 委員名簿
- 3 委嘱状交付（委員紹介）
- 4 会長、副会長の選任
- 5 会長、副会長あいさつ
- 6 諮問
- 7 協議報告事項
 - （1） 会議の公開について
 - （2） 庁舎の概要と現状について
 - （3） 本庁舎の耐震状況と問題点について
 - （4） 推進体制について
 - （5） 今後のスケジュールについて
- 8 その他
 - ・ 次回 美祢市本庁舎整備検討委員会 9月中旬
- 9 閉会あいさつ

美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例

平成29年3月24日

条例第5号

(設置)

第1条 本市の本庁舎の整備に関し、その基本的事項を審議及び検討するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、美祢市本庁舎整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の審議を行い市長に答申するものとする。

- (1) 本庁舎の整備に係る基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本庁舎の整備に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公募による者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係機関及び関係団体の役職員
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から第2条の規定による答申を行った日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

美祢市本庁舎整備検討委員会委員名簿

No.	区分		氏名	備考
1	美祢市議会議員	1号	秋 枝 秀 稔	
2	美祢市議会議員	1号	戎 屋 昭 彦	
3	美祢市議会議員	1号	猶 野 智 和	
4	公 募 委 員	2号	井 上 敏 雄	
5	公 募 委 員	2号	北 村 ひかり	
6	公 募 委 員	2号	杉 本 智	
7	学識経験者	3号	内 田 文 雄	山口大学大学院 創成科学研究科教授
8	学識経験者	3号	加 藤 久 雄	山口県建築士会理事
9	一般社団法人美祢市観光協会	4号	阿 野 太 助	
10	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	4号	伊 賀 信 之	
11	美祢市子ども子育て会議	4号	倉 永 健 造	
12	男女共同参画審議会	4号	小 林 法 子	
13	美祢市老人クラブ連合会	4号	杉 山 清	
14	美祢カルストクラブ	4号	谷 仁 史	
15	一般社団法人美祢青年会議所	4号	内 藤 貴 志	
16	美祢市商工会	4号	内 藤 正 太	
17	カルスト森林組合	4号	藤 岡 周 志	
18	美祢市小中学校PTA連合会	4号	松 田 龍 信	
19	市 職 員	5号	石 田 淳 司	
20	市 職 員	5号	藤 澤 和 昭	

美祢市本庁舎整備検討委員会(平成29年3月 条例第5号)第3条の定めにより選定。

美祢市庁舎の概要及び現状データ

名 称	本庁舎
階 数	4階
建築年次	S34 (1959) 年
経過年数	57年
耐震基準	旧耐震 ^{※1}
建築面積	909.22m ²
延床面積	2,798.03m ²
職員数	150人
配置部署	総務部・議会事務局他 市民福祉部・会計課
その他	H11. 防水、外壁補修



名 称	第一別館
階 数	3階
建築年次	S59 (1984) 年
経過年数	33年
耐震基準	新耐震 ^{※1}
建築面積	488.10m ²
延床面積	1,140.62m ²
職員数	53人
配置部署	教育委員会 建設課・監査事務局
その他	H16. 防水補修



名 称	第二別館
階 数	2階
建築年次	S49 (1974) 年
経過年数	43年
耐震基準	旧耐震
建築面積	395.09m ²
延床面積	657.36m ²
職員数	16人
配置部署	上下水道局
その他	H10. 防水補修



名称	第三別館
階数	2階
建築年次	S45 (1970) 年
経過年数	47年
耐震基準	旧耐震
建築面積	421.00㎡
延床面積	749.64㎡
職員数	26人
配置部署	農林課 農業委員会事務局
その他	2階は不使用



名称	商工労働課
階数	1階
建築年次	S44 (1969) 年
経過年数	48年
耐震基準	旧耐震
建築面積	175.90㎡
延床面積	172.90㎡
職員数	7人
配置部署	商工労働課
その他	H9. 防水、外壁補修



名称	保健センター
階数	2階
建築年次	S59 (1984) 年
経過年数	33年
耐震基準	新耐震
建築面積	346.40㎡
延床面積	552.24㎡
職員数	18人
配置部署	生活環境課 健康増進課
その他	



合計延床面積	5,478.88㎡
合計職員数	270人

庁舎周辺位置図（分散状況）



本庁舎敷地の状況

1 所在地	大嶺町東分 3 2 6 番 1		
2 所有者	美祢市 (一部民地を借用)		
3 面積	市有地	14,110㎡	合計 16,677㎡
	借地(民地)	2,567㎡	
4 都市計画区域	区域が定められていない都市計画区域 (非線引き区域)		
5 地域地区名	用途地域	商業地域	
	その他の地域地区	準防火地域	
6 日影規制	なし		
7 建ぺい率	80% $16,677\text{㎡} \times 80\% = 13,341\text{㎡}$		
8 容積率	400% $16,677\text{㎡} \times 400\% = 66,708\text{㎡}$		
9 接面道路 ※2 (道路斜線制限)	北側	国道435号 (幅員16m)	
	東側	市道国行下村線 (幅員12m)	

本庁舎の耐震状況

1 本庁舎概要

- (1) 竣工 昭和34年(1959年)12月
- (2) 規模 鉄筋コンクリート造 (RC造) 4階建
- (3) 面積 1階 899.72m² 2階 890.09m² 3階 845.10m² 4階 163.12m²
合計 2,798.03m²
- (4) 階高 1階 5.1m^{※3} 2階 3.6m 3階 3.6m 4階 3.0m
- (5) 形式 ラーメン構造

2 本庁舎の耐震診断結果^{※4}

- (1) 調査日 平成9年(1997年)12月 (報告書はH10年3月)^{※5}
- (2) 診断結果 X方向(東西方向)：1～3階共全体的にIs値が著しく低く、各階で極脆性柱の改善及びせん断力の向上を目的とした補強を必要とする。
Y方向(南北方向)：全ての階でIs値を満たしているが、一部、下階壁抜けとなっているから地震時の軸力変動を考えると補強が必要と考えられる。
- (3) 補強対策に関する意見

2次診断レベルの耐震補強として補強壁の設置が考えられるが、耐震改修設計として3次診断レベルで補強した場合、2次診断で無視されている事項として、各支点での基礎の浮き上がり、補強壁に接する梁の曲げ破壊、補強部分以外での柱や梁の破壊などが発生する可能性が試算できる。したがって壁補強のみで必要Isを満たすことは非常に困難と考えられる。

また、それ以上の補強を行ったとしても、現設計の柱・梁の断面が小さい事、柱・梁の主筋及び柱フープ・梁スターラップ^{※6}の鉄筋量が少ない事などの理由から、3次診断レベルの解析を行った場合、補強部分に有効にせん断力が伝わるとは考え難く、建物の使用性を大きく損なう補強となる可能性が非常に高いため、補強以外の別な方法による対策が必要と言わざるをえない結果と考えられる。

耐震診断結果表

方向	階	Is	Iso ^{※7}	判定	補強方法
X	4階	0.64	0.9×0.8 =0.72	N.G	
	3階	0.38		N.G	耐震壁増設、柱補強
	2階	0.25		N.G	耐震壁増設、柱補強
	1階	0.29		N.G	耐震壁増設、柱補強
Y	4階	1.90	0.9×0.8 =0.72	O.K	なし
	3階	1.20		O.K	なし
	2階	0.93		O.K	なし
	1階	0.92		O.K	なし

※Is：構造耐震指標 Iso：構造耐震判定指標値 地域指標=0.8(山口県)

Is値と被害の目安

$Is \geq 0.6$	震度6強に対し小破程度（コンクリートの剥離わずか）に留まる可能性が高い。
$0.6 > Is \geq 0.3$	中破程度（コンクリートの剥離が激しく、鉄筋がかなり露出）も被害が生じる可能性が高い。
$0.3 > Is$	大破（鉄筋が曲がり、鉄筋内部のコンクリートも破壊）・倒壊に至る可能性がある。

耐震安全性の分類

I類	<p>（目 標）大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に十分な機能確保が図られている。</p> <p>（対象施設）災害応急対策活動に必要な建築物のうち、対策本部等を設置する特に重要な建築物。</p>	Is値 0.90 以上
II類	<p>（目 標）大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に十分な機能確保が図られている。</p> <p>（対象施設）災害応急対策活動に必要な建築物及び多数の者が利用する建築物。</p>	Is値 0.75 以上
III類	<p>（目 標）大地震後、構造体の部分的な損害を生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標に、人命の安全確保が図られている。</p> <p>（対象施設）I類、II類以外の建築物。</p>	Is値 0.60 以上

※一般的な建築物はIs値0.6以上、市民会館等は0.75以上、市役所は0.9以上の性能が求められる。

コンクリート圧縮強度結果表

コア番号	部位	圧縮強度 (Kgf/cm ²)		平均値 (Kgf/cm ²)	
1	1階外壁	136	(13.3)	149.3	159.1 > 135 <設計基準強度>
2	1階外壁	133	(13.0)		
3	1階外壁	179	(17.6)		
4	2階外壁	185	(18.1)	153.0	
5	2階外壁	121	(11.9)		
6	3階外壁	157	(15.4)	171.0	
7	3階外壁	185	(18.1)		
8	4階外壁	177	(17.4)	177.0	

現庁舎の問題点

《老朽化》

本庁舎においては平成11年に外壁及び屋上防水改修を行っているため、目視での破損は見当たりませんが、室内の壁にひび割れ（クラック）が見受けられます。また、軒下等において爆裂等によりコンクリート片が落下し、露筋が見受けられる事象が起きています。

また電気給排水等の設備機器についても多くが耐用年数を過ぎており、今後の維持管理費が増大することも懸念されます。



《建具》

外部面の建具については新築時のスチールサッシが引き続き使用されており、開閉困難な場所や窓回りシーリングの劣化による雨水の侵入及び錆の発生が多く早急な改修が必要となっています。



《市民サービス》

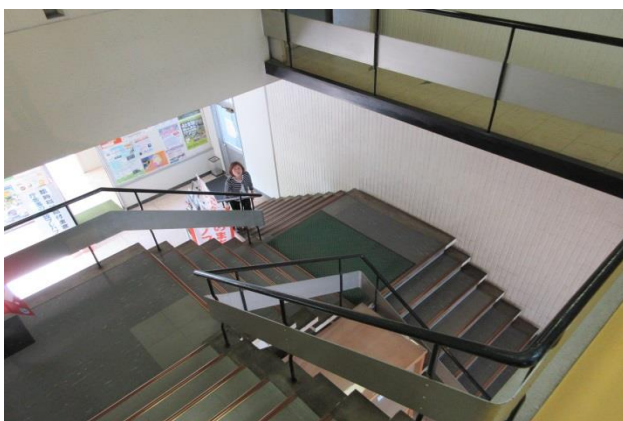
各種受付窓口が各建物に分散し来庁者からは窓口が分かりにくい等の利便性の低下をまねいています。また各受付や相談窓口においてもスペースが十分に確保なされていないので、プライバシー確保が不十分となっています。



《バリアフリー等》

高齢者や障がいのある人が安全かつ快適に利用できるように配慮したバリアフリーに対応できておらず、部分的には改修も行ってはいますが、根本的な解決が困難な状況となっています。

特に2階以上の部署に行くには階段を使用するしか手段がなく、障がいのある人や高齢者には多大な負担をかけることになり、エレベーターやスロープを設置するなど早急に何対策を講じる必要があります。



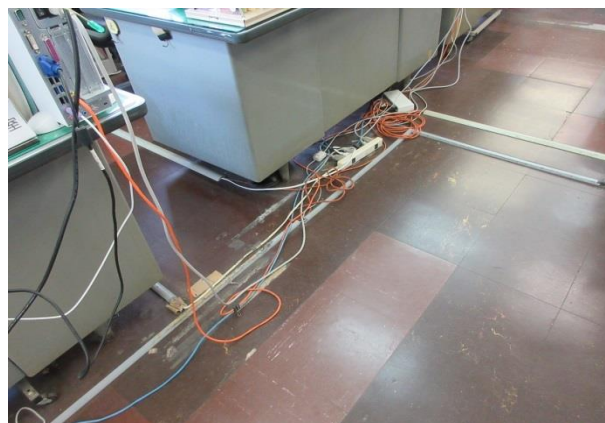
《面積狭小》

本庁舎が狭小のため、多くの部署が他の施設（建物）で執務を行っていますが、なおかつ執務室のスペースが狭く、また会議室や相談室も不足しています。さらには文書保管場所にも苦慮しており、旧大嶺高等学校を保管場所として利用し当面をしのいでいる状況になっています。



《高度情報化》

I T機器の設置やシステムの配備に伴うスペース、電気容量等の不足などネットワーク環境の拡張には限界があります。さらに現在の施設では物理的なセキュリティー対策にも限界があり早急な対応が求められます。



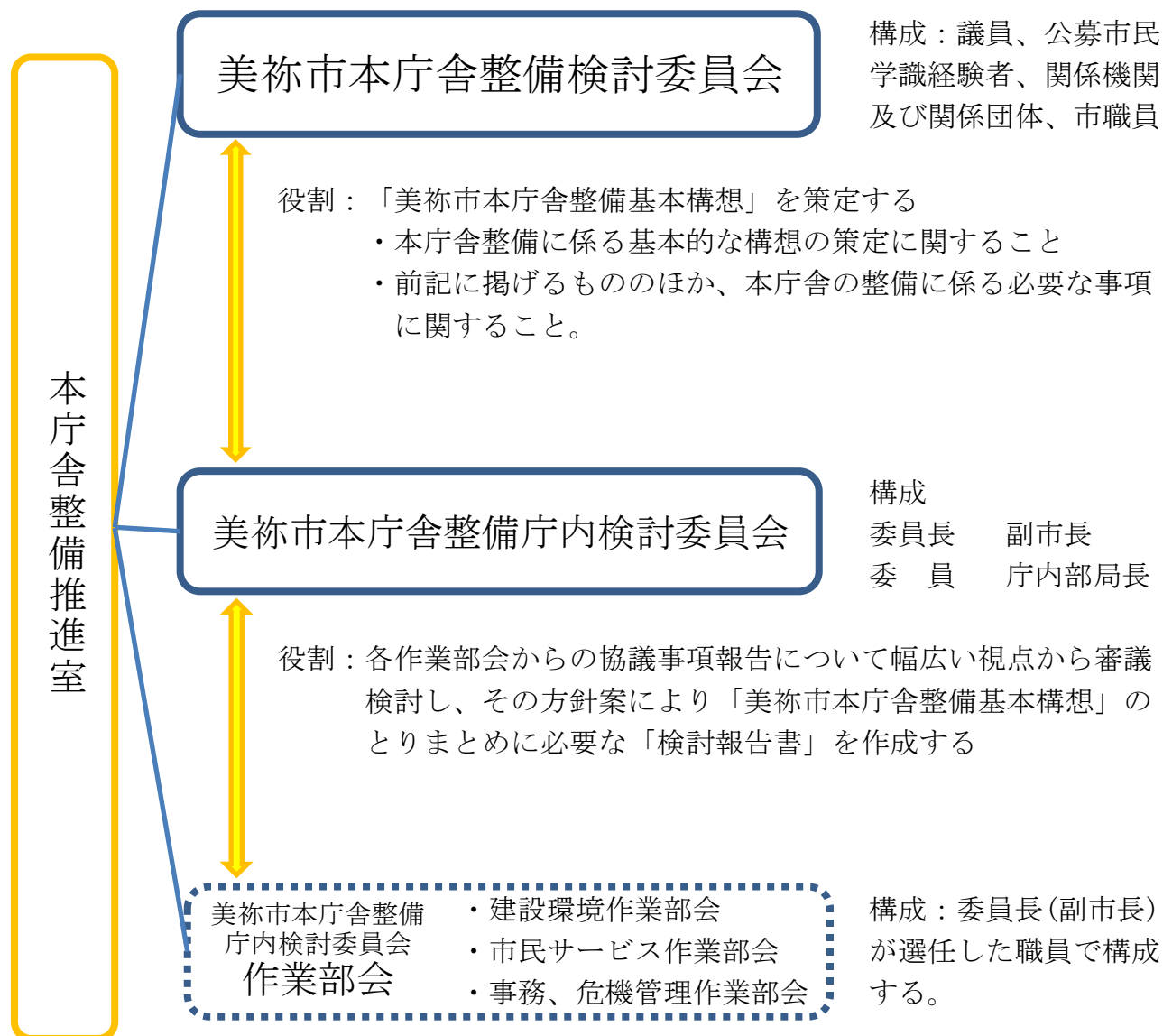
《浸水対策》

本庁舎は浸水1 m程度の厚狭川の洪水浸水想定区域^{※8}に位置しており、浸水時には1階執務室まで浸水の可能性が予測されるので、何らかの対策が必要な状況になっています。

《まとめ》

以上のように、現本庁舎は耐震性をはじめとして様々な問題を抱え、市民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障をきたしており、今後ますます多様化する行政需要や、有事の際にも市民の暮らしを守り続ける庁舎として対応するために、抜本的な改善策が求められおり早急な検討を必要とします。

本庁舎整備推進体制



役割：「美祢市本庁舎整備基本構想」のとりまとめに必要な「検討報告書」の作成に当たり、各種課題に対する具体的な調査検討及び研究し本庁舎整備庁内検討委員会にその方針案を報告する。

建設環境作業部会	本庁舎改修の可否、新築における候補地選定、概算事業費の検討、省エネルギー対策等
市民サービス作業部会	ユニバーサルデザインの導入、ワンストップサービスの検討等
事務、危機管理作業部会	議会機能、災害対策本部機能、庁舎管理、情報セキュリティ、その他事務等

本庁舎整備全体スケジュール

項目	29年度(2017年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 本庁舎整備検討委員会				●	—————								●	
4 基本計画(設計事務所)				●	—————								●	

項目	30年度(2018年度)														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 本庁舎整備検討委員会	●		●	●											
4 基本計画(設計事務所)						●	—————					●			
5 基本設計(設計事務所)												●	—————		●

項目	31年度(2019年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5 基本設計(設計事務所)				●								
6 実施設計(設計事務所)	●	—————										●

項目	32年度(2020年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7 庁舎建設(改修)工事	●	—————										●

項目	33年度(2021年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7 庁舎建設(改修)工事												

項目	34年度(2022年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7 庁舎建設(改修)工事			●									
8 庁舎解体外構工事	●	—————										●

用語の説明

※1 新耐震基準と旧耐震基準の違い

1981年(昭和56年)に耐震基準が変わり、旧耐震基準の『震度5程度の地震に耐える建物』との規定から、新耐震基準では『震度6強程度の地震で倒れない建物』に規定されました。新耐震基準では、地震による建物の倒壊を防ぐだけでなく、建物内の人間の安全を確保することに主眼がおかれています。

旧耐震基準の建物は中地震に耐えるように設計されていましたが、大地震に対するチェックはされていないので、新耐震基準にあわせた耐震診断が必要となりました。

一方で、新耐震基準以降の建物は、中地震に対して損傷しないことに加えて、大地震に対して倒壊しないことや、平面と立面的にバランスよくすること等が要求されています。

※2 道路斜線制限

建築基準法第56条の定めにより、建築物の道路に面する一定部分の高さを制限することで、道路自体の採光や通風を確保することを目的とし、周辺の建物の採光や通風も同時に確保することを狙いとしています。これにより建物を建てる際には、前面道路からかかる一定の斜線勾配の内側で計画しなければなりません。

商業地域では1mにつき1.5m上がる斜線の内側に建築物を納めなければなりません。

※3 ラーメン構造

ラーメンは構造形式の一つで柱と梁で骨組みを造り、その接合部をしっかりとつないだ構造(剛接合)をいいます。大開口部を持つ建物や室内自由デザインの建物で利用されています。語源はドイツ語です。

※4 耐震診断

地震に対する既存建物の強度や安全性、被害の大きさを判定することです。診断は、建物の形状、骨組、柱や壁の数・配置、経年劣化などを考慮して行うもので、建築物が設計図通りに建てられているかどうかを目視診断する「予備調査」、柱や壁の量などから建物の強度を診断する「一次診断」、一次診断に建物の粘り強さ(靱性(じんせい))を加味して精密に診断する「二次診断」、柱や壁のほか梁の受けるダメージも考慮してもっと精密に診断する「三次診断」があります。

※5 Is値とは

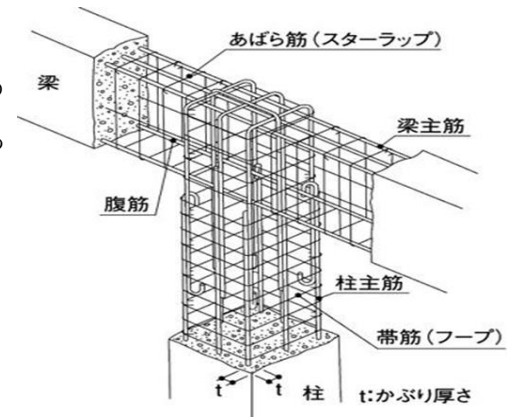
建物の耐震強度に形状や経年による劣化状況を考慮し、指標化された数値です。

Is値0.6以上は、昭和56年に改正施行された新耐震基準と同等の耐力を有するとされています。

なお、庁舎については、地震により倒壊しないだけでなく、被災後の機能を確保していくため通常の1.5倍となるIs値0.9以上が必要とされています。

※6 柱フープ・梁スターラップ

鉄筋コンクリート構造の柱主筋又は梁主筋を拘束する囲い鉄筋で、柱フープは帯筋、梁スターラップはあばら筋とも言いいます。



※7 Iso値とは

構造耐震判断指標で耐震安全性を判定する指標です。

耐震判定基本指標に地域・地盤・用途の要素を考慮し算定した数値で、Is値 \geq Iso値であれば、現行の建築基準法により設計される建物とほぼ同等の耐震性を有していると判断されます。

※ 地域：地域指標を言い、その地域の地震活動や想定する地震動の強さによる補正係数で、山口県は0.8とされています。（昭和55年建設省告示1793号）

※8 浸水想定区域

水防法の規定(第14条第1項)により厚狭川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションにより次の条件(抜粋)により求めたものです。

- ・ 指定時点の厚狭川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である、概ね50年に1回程度起こる大雨が降った状況をシミュレーションするものです。
- ・ 基本事項として、指定の前提となる計画降雨は昭和34年(1959年)7月の251.7mm/2日間の大雨です。
- ・ 氾濫区域を25mメッシュに分割し、メッシュごとの浸水深を計算したものです。

— 参考 —

建築物の耐用年数

財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によると鉄筋コンクリート造事務所
の耐用年数は、50年となっています。

また、「建築物の耐久計画に関する考え方」で日本建築学会が示す供用限界期間を約65
年としており、統計的には65年経過した建物が残っている割合が約10%となっています。

よって、市本庁舎の社会的役割の重要性などを総合的に勘案すると現庁舎の耐用年数は、
65年程度と推定することが妥当と思われ、昭和34年建設の本庁舎は築57年を経過している
ので、おおよそ7～8年後には建替えの検討が必要となると考えられます。

ただ、建物の寿命は、物理的寿命よりも建物室内の環境水準の進展、建築設備の技術革
新などの社会環境の変化や、利用者のニーズの変化などによる機能的寿命によって大きく
左右されるとも言われています。

基本構想

新庁舎建設への現状や必要性、想定規模・機能、建設候補地、施設内容や予算などの設
計与件をまとめるものです。

この基本構想(設計与件)が設計、工事を進める上での根幹となります。

基本計画

市が目指す理想の庁舎像を基本理念とし、建設場所・敷地の利用計画、窓口及び執務機
能の配置計画、各種導入機能の整理、また以上の条件を踏まえての庁舎面積の検討、スケ
ジュール及び事業費を示し、上位計画との整合性を図りながらより具体的な計画を作成す
るものです。

基本設計

基本計画等で提示された設計に必要な事項を整理した上で、建物の構造や配置、各
階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備等を基本設計書としてとりまとめます。
新庁舎の具体的な完成時の姿が明確となります。

実施設計

基本設計に基づき、工事施工を考慮したうえでデザインと技術面の両面にわたって設備
機能も含めた詳細な設計を進め、工事施工に向けて工事費の具体的な積算も行うことをい
います。